

上下水道料金改定のお知らせ

平素より、上島町上下水道事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%へ変更されることに伴い、上下水道料金の改定をさせていただきます。

今後とも、町民の皆様が安心してご使用いただけますよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、生活環境課までお問い合わせください。

■ 新料金の適用時期

◆ 令和元年9月30日以前から継続して上水道・下水道を使用しているお客様

令和元年11月の定期検針分(10月使用水量分)から新料金が適用されます。

令和元年10月の定期検針分(9月使用水量分)については、改定前の旧料金で計算されます。料金移行については、次のイメージ図のようになります。

(料金移行のイメージ図)

	9月	10月	11月
定期検針 (毎月上旬)	検針 8月分	検針 9月分	分検針 10月
料 金【旧・新】 (ご請求期間)	8月料金のご請求 【旧料金】 (9/17~9/30)	9月料金のご請求 【旧料金】 (10/15~10/31)	10月料金のご請求 【新料金】 (11/15~12/2)

(ご注意)

- 令和元年10月定期検針以降の当月中に上水道・下水道を中止された場合については、10月定期検針以降の使用水量に応じて新料金が適用されます。
- 請求期間を記載しておりますが、未納の場合はこの期間以降もご請求書いたします。

◆ 令和元年10月1日以降新たに上水道・下水道をご使用されるお客様

新料金が適用されます。

■ お問い合わせ

料金改定や使用中止など、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

上島町役場 生活環境課 上下水道係

住所:上島町弓削下弓削21-4 (※弓削駐在所前の4階建てビル1階)

電話:0897-77-4545